

改正案	現行
<p>（払戻しが認められる場合）</p> <p>第四十二条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 基準日を含む基準期間における払戻金額（法第二十条第一項及び第三号の規定により払い戻された金額を除く。次号において同じ。）の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない場合</p> <p>二 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の百分の五を超えない場合</p> <p>三 保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合</p>	<p>（払戻しが認められる場合）</p> <p>第四十二条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 基準日を含む基準期間における払戻金額（法第二十条第一項の規定により払い戻された金額を除く。次号において同じ。）の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない場合</p> <p>二 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の百分の五を超えない場合</p> <p>三 保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合</p>